

意見書案第 12 号
令和7年12月19日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 中 村 歩

富 田 達 也

小 原 明 大

武 山 彩 子

住 田 初 恵

意見書の提出について

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

(意見書案第 12 号)

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

昭和20年8月、広島・長崎への原子爆弾投下により、我が国は世界最初の戦争被爆国となった。その痛苦の体験から、国民の世論をうけ昭和42年、佐藤内閣により「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」というこの核に対する三原則」が表明され、昭和46年には衆議院において核兵器を「持たず、作らず、持ち込まず」の決議が採択され、非核三原則が確立された。以降、非核三原則は国是として、度重なる国会決議で確認され、歴代内閣も堅持してきたところである。

我が国は今日まで、戦争被爆国として被爆の実相を世界に伝え、核廃絶への努力を行ってきた。本市においても平成12年、「いのち輝く平和都市」を宣言し、各国の行う核実験に対して市長・議長の連名でくり返し抗議を行ってきたところである。

世界では核兵器禁止条約が発効する一方で、核による威嚇の動きもあり、人類の生存を脅かす核兵器の廃絶はいよいよ切実な課題となっている。

よって国におかれても、国は国是であり、国際公約でもある非核三原則を引き続き堅持されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

京都府長岡市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣